**全体についての消防計画**

**第１章　総　則**

**（目的）**

第１条　この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、統括防火管理者が、

　　　　　　　　　の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

**（適用範囲）**

第２条　この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

　（１）　　　　　　　　　　　　に勤務し、出入りする全ての者

▲（２）　防火管理業務を受託している者

２　この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

（▲は、該当する場合に適用するものである（以下同じ）。）

**第２章　管理権原者の責務**

**（管理権原者の責務）**

第３条　各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次

の事項について責務を有する。

　（１）　管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画に基づき、当該防火管理者

　　　　に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

　（２）　管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理

　　　　上必要な業務を行わせること。

　　　　　協議の方法は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　（３）　管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を

　　　　適切に遂行できるように協力する。

　（４）　管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、消防機関に届け出ること。

　（５）　（４）の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として

　　　　　　　　　　　　　　を指定し、その代表者名をもって届け出を行うものとする。

**第３章　統括防火管理者・防火管理者の責務**

**（統括防火管理者の責務）**

第４条　統括防火管理者は、　　　　　　　　　　とし、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。

　（１）　建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。

　（２）　建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実

施に関すること。

　（３）　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。

　（４）　火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。

　（５）　火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。

　（６）　建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。

　（７）　その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

２　統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管

　理者に対して必要な事項を指示することができる。

３　統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関す

　る記録等の保管をしなければならない。

**（防火管理者の責務）**

第５条　各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管

　理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

　（１）　防火管理者に選任又は解任されたとき。

　（２）　消防計画を作成又は変更するとき。

▲（３）　防火対象物の法定点検の実施及び結果について。

　（４）　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検の実施及び結果について。

　（５）　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修し

　　　　たとき。

　（６）　火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。

　（７）　臨時に火気を使用するとき。

　（８）　大量の可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱いを行うとき。

　（９）　客席又は避難通路の変更を行うとき。

　（10）　用途を変更するとき。

　（11）　内装改修又は改築等の工事を行うとき。

　（12）　催物を開催するとき。

　（13）　消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。

　（14）　消防計画に定めた訓練を実施するとき。

　（15）　防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき。

　（16）　消防機関が行う検査等の実施及び結果について。

　（17）　統括防火管理者から指示された事項を履行したとき。

　（18）　その他火災予防上必要な事項。

２　防火管理者は、この全体についての消防計画に適合するように、各事業所の消防計画を作成す

　ること。

**第４章　管理権原者の権原の範囲**

**（管理権原者の権原の範囲）**

第６条　防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別表１「防火対象物の管理権原

者の権原の範囲」のとおりとする。

２　この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

**▲（全体についての防火管理業務の一部委託）**

第７条　建物全体についての防火管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

２　受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期に統括防火管理者に報告する。

３　受託者の建物全体についての防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表２「全体についての防火管理業務の委託状況表」のとおりとする。

**第５章　予防管理対策**

**（点検・検査等）**

第８条　防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

▲（１）　防火対象物の法定点検

　　　　ア　防火対象物の法定点検は、各事業所の管理権原者の責任により行う。

　　　　イ　点検を実施する場合は、各事業所の防火管理者が立ち会う。

　（２）　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

　　　　ア　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　　　　　　　の責任により行う。

　　　　イ　点検を実施する場合は、　　　　　　　　　　　　　　　　が立ち会う。

２　消防用設備等・特殊消防用設備等及び建物等の自主点検は、次による。

　（１）　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

　　　　ア　消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、別表３「自主点検チェック表（消防用設備等）」に基づき実施し、共用部分は、　　　　　　　　　　、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

　　　　イ　共用部分の自主点検の実施時期は、　　　　　　　　　　　　　とする。各事業所の占有部分の自主点検の時期は各事業所の計画による。

　（２）　建物等の自主検査

　　　　ア　建物、防火施設、避難施設等の自主検査は、別表４「自主検査チェック表（建物等）」に基づき実施し、共用部分については、　　　　　　　　　　　　　、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

　　　　イ　自主検査を行う場合は、統括防火管理者及び検査を行う部分の各事業所の防火管理者

　　　　　が立会う。

　　　　ウ　自主検査を実施する方法、時期等は各事業所の消防計画に基づき実施する。

３　統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原

者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に３年間保管する。

４　統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するた

めの必要な措置を図るものとする。

**（放火防止対策）**

第９条　放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進

する。

　（１）　建物内外の可燃物等の除去

　（２）　物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

　（３）　挙動不審者への声掛け

　（４）　死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

**（工事中の安全対策）**

第１０条　統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、消防機関へ届け出る。

２　統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

**第６章　避難施設等の維持管理**

**（避難施設等の維持管理及びその案内）**

第１１条　統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設

　を適正に管理する。

　（１）　廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

　　　　ア　避難の障害となる設備又は物品を設けない。

　　　　イ　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持管理する。

　　　　ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階

　　　　　段等の幅員を有効に保持する。

　（２）　安全区画、防煙区画の維持管理

　　　　ア　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

　　　　イ　閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

２　統括防火管理者は、従業員及び在館者等（以下「従業員等」という。）に避難口及び避難施設等

を把握させるために、別図１「消防用設備等の配置図及び避難経路図」を見やすい場所に掲出す

ること。

**第７章　自衛消防活動対策**

**（自衛消防隊）**

第１２条　火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、次により

　編成される自衛消防隊を設置する。

　（１）　本部隊

　　　　　本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、

　　　　それに必要な人員は各事業所が分担する。

　（２）　地区隊

　　　　　地区隊は、事業所単位としてそれぞれ消火、通報連絡及び避難誘導等の各担当を設け、

　　　　その編成と任務は各事業所の消防計画に定める。

２　自衛消防隊長は　　　　　　　　　　とし、地区隊の隊長は各事業所の管理権原者が定める。

３　自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。

４　本部隊の組織の編成及び任務は、別表５「自衛消防隊の編成と任務（本部隊）」によるものとし、

その編成は、自衛消防隊長が定める。

**（自衛消防隊の活動範囲）**

第１３条　自衛消防隊の活動範囲は、本建物の管理範囲内とする。

２　隣接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防

　用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動

　する。

**（自衛消防隊の装備）**

第１４条　本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各管理権原者が共同して整備する。

２　装備品及び装備品等の管理については、次による。

　（１）　装備品

　　　　ア　本部隊の装備品は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 消火器　　　　　　　　　　本 | ヘルメット　　　　　　　　個 |  |
| ロープ　　　　　　　　　　本 | 警笛　　　　　　　　　　　個 |  |
| 携帯用拡声器　　　　　　　個 | 携帯用照明器具　　　　　　個 |  |
| 担架　　　　　　　　　　　基 | 軍手　　　　　　　　　　　双 |  |
| 医薬品　　　　　　　　　　式 |  |  |
| ラジオ　　　　　　　　　　台 |  |  |

　　　　イ　地区隊の装備は、各事業所の消防計画による。

　（２）　装備品等の管理

　　　　　本部隊の装備品等は、　　　　　　　　　　　　　　　　に保管し、維持管理する。

**（自衛消防隊長の権限）**

第１５条　自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、

　その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。

２　自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令及

び監督等一切の権限を付与する。

**（地区隊長の任務）**

第１６条　地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括する。

２　地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐す

る。

**（火災発生時の自衛消防隊の活動）**

第１７条　自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

　（１）　本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。

　（２）　本部隊の活動は、本防火対象物内全ての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各

　　　　隊員と協力して、災害活動にあたる。

　（３）　地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の

　　　　指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画に定める。

　（４）　火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。

**（休日・夜間等における防火管理体制等）**

第１８条　休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

　（１）　火災を発見した場合は、直ちに消防機関（１１９番）に通報後、初期消火活動を行うと

　　　　ともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

　（２）　営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管

　　　　理業務に従事する者が協力する。

　（３）　防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者

　　　　に報告する。

２　休日・夜間等における自衛消防隊の組織の編成及び任務は、別表６「休日・夜間の自衛消防隊

　の編成と任務（本部隊）」による。

**（消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導）**

第１９条　統括防火管理者は、消防隊の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行う。

　（１）　情報提供

　　　　　統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を　　　　　　　　　に配置する。

　　　　ア　防火対象物の概要表、平面図、詳細図、立面図、断面図、室内仕上げ表及び建具表等

　　　　イ　火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図

　　　　ウ　緊急連絡先一覧

　　　　エ　防火管理維持台帳

　（２）　消防隊の誘導

　　　　　火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の　　　　　　　　　　　に消防隊の誘導のための配置員を配置する。

**第８章　震災対策**

**（震災に備えての事前計画等）**

第２０条　統括防火管理者は、震災から人命の安全を確保するため次の事項により震災に備える。

（１）　建築物等の点検及び補強

　　　　　統括防火管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転

　　　　倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

　（２）　避難施設等の点検及び安全確保

　　　　　統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備

　　　　等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

　（３）　資器材及び非常用物品の準備

　　　　ア　各管理権原者は、地震その他の災害に備え、消防計画に基づき救助救護等の資器材及

　　　　　び非常用物品を準備し、維持管理する。

　　　　イ　防火対象物の全体についての資器材及び非常用物品は、　　　　　　　　に次のもの

　　　　　を配置する。

|  |  |
| --- | --- |
| **種別** | **品名** |
| 応急手当用品 |  |
| 救助作業用資器材 |  |
| 非常用物品 |  |

ウ　統括防火管理者は、イの資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的に実施する。

**（震災時の活動計画等）**

第２１条　統括防火管理者は、震災時の活動について事前に計画しておくこと。

（１）　震災時の自衛消防隊の任務

　　　　ア　統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとと

　　　　　もに、必要な措置を行わせる。

　　　　イ　防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を

　　　　　行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

　　　　ウ　被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活

　　　　　動要請があった場合は、協力して活動を行う。

　（２）　緊急地震速報の活用

　　　　　統括防火管理者は、訓練及び防火教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活

　　　　用方法等について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知し、効果的な活用

　　　　を図る。

▲（３）　危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

　　　　　統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生し

　　　　た場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。

　（４）　初期救助・救護活動

　　　　ア　防火管理者は、消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備

　　　　　器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

　　　　イ　統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせ

　　　　　る。

　　　　ウ　周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

　（５）　被害状況の把握等

　　　　ア　統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況及び鉄道等公共

　　　　　交通機関の運行状況を把握し、防火管理者に周知する。

　　　　イ　防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。

▲**（警戒宣言が発せられた場合の対策）**

第２２条　大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合に、統括防火管理者は、

　各防火管理者に対して指示、命令又は報告を求めることができる。

２　統括防火管理者は、大規模な地震発生の警戒宣言が発せられた場合は、代表管理権原者に報告

　するとともに各事業所の管理権原者等に周知する。

▲**（警戒宣言時の自衛消防の組織の編成及び任務）**

第２３条　警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置し、自衛消防隊本部隊は別表５に定める

　任務を行う。

２　休日、夜間等に警戒宣言が発せられたときは、別表５に定める任務を休日、夜間の自衛消防隊

　員と在館中の従業員全員が協力して行う。

▲**（情報の収集、伝達）**

第２４条　情報の伝達は、報道機関等からの正確な報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、放

　送設備等を使用し、来館者等に伝達する。

**第９章　教　育**

**（教育・資格管理業務）**

第２５条　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、

　技術を高めるための教育を行う。内容にあっては次による。

　（１）　防火教育

　　　　ア　全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

　　　　イ　各事業所の権原の範囲とその責務等

　　　　ウ　自衛消防隊の編成とその任務

　　　　エ　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

　　　　オ　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

　　　　カ　地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

　　　　キ　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

▲（２）　甲種防火管理者再講習

　　　　　各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理者再講習の受講を

　　　　徹底する。

**第１０章　訓　練**

**（自衛消防訓練）**

第２６条　統括防火管理者は、全ての事業所が参加する消火、通報及び避難訓練を実施する。

２　統括防火管理者は、全体で行う訓練に参加しない事業所の防火管理者等に対し、訓練の参加を

　促すことを指示することができる。

３　統括防火管理者は、全体で行う訓練を実施する場合は、あらかじめ消防機関へ通報する。

４　各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

５　統括防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講

評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

**（訓練の実施時期等）**

第２７条　訓練の実施時期及び内容は次による。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **訓練の種別** | **実施時期** | **内容** |
| 総合訓練 | 　　月、　　月 | ・消火、通報及び避難訓練を一連の流れで行う総合訓練を実施する。・地震を想定した訓練も実施する。 |
| 部分訓練 | 　　月、　　月 | ・消火、通報及び避難訓練を個別に実施する。 |

**雑　則**

**（経費の分担）**

第２８条　この計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担

を決定するものとする。

**附則**

　この計画は、　　　　　　年　　　　月　　　　日から施行する。

別表１

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 権原の範囲 |
|  |  | 　 |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 | 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 平　面　図 |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |

　別表２

▲全体についての防火管理業務の委託状況表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在

|  |
| --- |
| 防火管理者の業務委託　　　　　　　（防火管理者の業務を第三者へ委託している場合） |
| 防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地） | 氏名（名称）住所（所在地）電話番号 |
| 受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法 | 常駐方法 | 範囲 | □避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　 |
| □火災 | □地震 | □その他(　　　　) |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他（ | 　　　　) |
| □消火・通報・避難訓練の実施 |
| □その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理□消防・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　　□地震　　　　　□その他(　　　　) |
| □初期消火　　□避難誘導　　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| □消火・通報・避難訓練の実施□その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人員 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 通報登録番号 |  |
| 範囲 | □消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災 | □地震 | □その他(　　　　) |
| □初期消火□通報連絡 | □避難誘導□その他(　　　 | 　　) |
| □その他防火管理上必要な事項（　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |
| 委託する時間帯 |  |

（備考）　「受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

別表３

自主点検チェック表（消防用設備等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　年　　月　　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | 統括防火管理者確認 |
|  |  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別表４

自主検査チェック表（建物等）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火施設 | ⑴ | 外壁の構造及び開口部等①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| ②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| ③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵ | 防火区画①　防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 |  |
| ②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| ③　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。〔確認要領〕　○　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　　○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴ | 廊下・通路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵ | 階段①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| ③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶ | 避難階の避難口（出入口）①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| ③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| ④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 火気使用設備器具 | ⑴ | 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| ②　ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。 |  |
| ③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| ④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| ⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵ | 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴ | 変電設備①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵ | 電気器具①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | ⑴ | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| ⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵ | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 統括防火管理者 |
| 構造関係　　　　　　　防火関係　　　　　　　避難関係　　　　　　　火気設備器具　　　　　　　電気設備　　　　　　　危険物施設　　　　　　　　 | 年　月　日年　月　日年　月　日年　月　日年　月　日年　月　日 |  | 年　月　日年　月　日年　月　日年　月　日年　月　日年　月　日 |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別表５**自衛消防隊の編成と任務（本部隊）**

|  |
| --- |
| 自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）隊長の代行者兼副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。） |
| 本部隊の編成（平常時） | 平常時の任務 | ▲警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務 |
| 組織編成 | 任　　務 |
| 指揮班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　隊長、副隊長の補佐2　自衛消防本部の設置3　地区隊への命令の伝達並びに情報の収集4　消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導5　その他指揮統制上必要な事項 | 指揮班は、情報収集班として編成する。 | 1　報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。2　周辺地域の状況を把握する。3　放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。4　食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。5　在館者の調査 |
| 通報連絡班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　消防機関への通報並びに通報の確認2　館内への非常通報並びに指示命令の伝達3　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） | 通報連絡班は、情報収集班として編成する。 |
| 初期消火班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事2　地区隊が行う消火作業への指揮指導3　消防隊との連携及び補佐 | 初期消火班は、点検措置班として編成する。 | 　建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。 |
| 避難誘導班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達2　非常口の開放並びに開放の確認3　避難上障害となる物品の除去4　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告5　ロープ等による警戒区域の設定 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 　混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。 |
| 安全防護班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンバー等の閉鎖2　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止3　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 | 安全防護班は、点検措置班として編成する。 | 　上記の初期消火班の任務に同じ。  |
| 応急救護班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　応急救護所の設置2　負傷者の応急処置3　救急隊との連携、情報の提供 | 応急救護班は、情報収集班として編成する。 | 　上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。 |

※　地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

別表６休日・夜間の　　　　　　　　　　　　　　　　自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

|  |
| --- |
| 自衛消防隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）隊長の代行者兼副隊長　　　　　　　　　　　　　　　　　（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。） |
| 本部隊の編成 | 任務 |
|
| 通報連絡班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　消防機関への通報並びに通報の確認2　館内への非常通報並びに指示命令の伝達3　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） |
| 初期消火班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事2　地区隊が行う消火作業への指揮指導3　消防隊との連携及び補佐 |
| 安全防護班 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 1　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンバー等の閉鎖2　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止3　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 |

※　休日出勤者及び夜間残業者も、自衛消防活動を行うものとする。

|  |
| --- |
|  |

別図１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　消防用設備等の配置図及び避難経路図

（備考）１　避難経路は赤線で記入すること。

２　建物の設計図書等を使用し、本図を作成することも可能。